

付 属 資 料

- ・ 環境基準等
- ・ 策定の経過等
- ・ 環境審議会答申
- ・ 環境基本条例
- ・ 用語解説

環境基準等

大気質

<市環境目標値及び市対策目標値並びに環境基準>

		川崎市		国	
		環境目標値	対策目標値	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	0.04ppm以下	0.04ppm以下	短期的評価：1時間値の1日平均値と1時間値が共に基準値以下
	1時間値	0.10ppm以下	0.10ppm以下	0.1ppm以下	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.075mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下	長期的評価：1日平均値の2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値	—	0.20 mg/m ³ 以下	0.20 mg/m ³ 以下	
	年平均値	0.0125 mg/m ³ 以下	—	—	
微小粒子状物質	1日平均値	—	—	35 μg/m ³ 以下	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。1日平均値については、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価する。
	1年平均値	—	—	15 μg/m ³ 以下	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.02ppm以下	0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	日平均値の年間98%値がゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント	1時間値	—	—	0.06ppm以下	1時間値が0.06ppm以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値	—	—	10ppm以下	短期的評価：1時間値の1日平均値と1時間値の8時間平均値が共に基準値以下 長期的評価：1日平均値の2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値の8時間平均値	—	—	20ppm以下	

備考：2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した1日平均値 / 98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する1日平均値

微小粒子状物質については、2009年9月に国が新たな環境基準を設定

<有害大気汚染物質の環境基準>

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が3 μg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が200 μg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が200 μg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が150 μg/m ³ 以下であること

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（中央公害対策審議会答申）

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

水 質

ア 健康項目（環境基準）

項 目	河川	海域	項 目	河川	海域
	基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)		基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.01 以下	0.01 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
鉛	0.01 以下	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.03 以下
六価クロム	0.05 以下	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003 以下	0.003 以下
PCB	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
四塩化水素	0.002 以下	0.002 以下	セレン	0.01 以下	0.01 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	10 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	ふっ素	0.8 以下	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	ほう素	1 以下	—
			1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

イ 生活環境項目

(ア) 河川（湖沼を除く）（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
B 類型	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C 類型	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D 類型	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E 類型	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考 B 類型：多摩川中・下流（拝島橋より下流） D 類型：鶴見川上流（烏山川合流点より上流）

E 類型：鶴見川下流（烏山川合流点より下流）

(イ) 海域（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
B 類型	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	検出されないこと
C 類型	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

備考 B 類型：運河等を除く川崎港 C 類型：運河等

(窒素及び燐に係る環境基準)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値 (年間平均値)	
		全 窒 素	全 燐
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1.0 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

- 備考 1 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 2 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ) 市内河川 (川崎市河川水質管理計画における環境目標)

対象項目 対象水域	環 境 目 標 値		
	BOD	COD	生物
AA 目標	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	多様な生物が生息できる水質
A 目標	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	
B 目標	8 mg/L 以下	8 mg/L 以下	ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水質
C 目標	10mg/L 以下	10mg/L 以下	コイ、フナが生息でき不快のない水質

- 備考 AA 目標の対象河川：五反田川、二ヶ領用水、平瀬川
 A 目標の対象河川：三沢川
 B 目標の対象河川：麻生川、片平川、真福寺川
 C 目標の対象河川：矢上川、有馬川、渋川

・達成時期：平成21年度

(ウ) - 2 親水施設の水環境保全目標

- 〔I 目標 水遊びのできる川〕：きれいで豊かな水とのふれあい、多様な水生生物に親しめる川
 〔II 目標 魚などの生き物に親しめる川〕：魚や水棲昆虫がすみ、魚釣りなどをとおして生物に親しめる川
 〔III 目標 散策のできる水辺〕：浮遊ごみや悪臭による不快感がなく、水辺植物を植生し、散策を楽しめる川

ウ 地下水質

項 目	環境基準 (mg/L)	項 目	環境基準 (mg/L)
カドミウム	0.01 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.03 以下
六価クロム	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 以下

土壤汚染（環境基準）

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。

備考 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水の中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。

ダイオキシン類(環境基準)

媒体	基準値
大 気	年平均値が 0.6 p g - T E Q / m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	年平均値が 1 p g - T E Q / L 以下
土 壌	1,000 p g - T E Q / g 以下
底 質	150 p g - T E Q / g 以下

- 備考
- 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 - 2 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250 p g - T E Q / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
 - 3 底質の環境基準は平成 14 年 7 月 22 日に告示、9 月 1 日から適用。

騒音

ア 道路に面する地域以外の地域(一般地域) (環境基準) (単位: デシベル)

地域 類型	該 当 地 域	基準値 (LA _{eq,T})	
		昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A	第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域	55以下	45以下
B	第一種・第二種住居地域 準住居地域、その他の地域	55以下	45以下
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	60以下	50以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

イ 道路に面する地域(環境基準) (単位: デシベル)

地 域 の 区 分	基準値 (LA _{eq,T})	
	昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分という。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位: デシベル)

基 準 値 (LA _{eq,T})	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
70以下	65以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

備考 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
 - ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
 - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

ウ 自動車騒音に係る要請限度（要請限度）

（等価騒音レベル $L A_{e,q}$ 、T）

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
	午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考 a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から20mの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず特例として次のとおりとする。

（等価騒音レベル $L A_{e,q}$ 、T）

昼 間	夜 間
75 デシベル	70 デシベル

エ 鉄道：新幹線沿線（環境基準）

（単位：デシベル）

地 域 の 区 分	基 準 値
・主として住居の用に供される地域	70 以下
・商工業の用に供される地域 ・通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下

オ 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針（指針）

新線	等価騒音レベル（ $L A_{e,q}$ 、T）として、昼間（7～22時）については60 dB(A)以下、夜間（22時～翌日7時）については55 dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

振 動

ア 道路交通振動に係る要請限度（要請限度）

（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
該当地域		8時から19時	19時から翌日の8時
		昼間	夜間
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域、無指定	65	60
	第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70

イ 「環境保全上緊急を有する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（指針）

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること。（ここでの補正加速度レベルは、振動加速度レベルと同一のものである。）

策定の経過等

1 川崎市環境基本計画（2011（平成23）年3月全面改定）策定の経過

年月日	会議等	内容等
1994年2月		川崎市環境基本計画の策定・公表
2002年10月		川崎市環境基本計画改訂版の公表
2008年9月	環境調整会議	・環境基本計画の改定について
10月	環境審議会	・川崎市環境基本計画の改定について（諮問）
12月	環境審議会総合政策部会	・環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方について
2009年1月	環境審議会総合政策部会	・環境基本計画改定骨子案について ・市民意見の募集について
3月	環境審議会総合政策部会	・目標・施策体系について ・環境配慮指針の見直しについて ・市民意見の募集資料について
3月	環境調整会議	・環境基本計画改定骨子案について ・環境基本計画の改定に係る市民意見の募集について
4月	意見募集	川崎市環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方（総合政策部会による意見募集）
5月	環境審議会総合政策部会	・環境配慮指針の見直しについて ・市民意見募集の結果について
6月	環境審議会総合政策部会	・計画の点検・評価手法について
10月	環境審議会総合政策部会	・施策・事業について ・環境基本計画改定素案について ・答申骨子案について
11月	環境審議会	・環境基本計画の改定について（中間報告）
2010年1月	環境審議会総合政策部会	・環境基本計画改定素案について ・環境審議会からの主な指摘事項について
5月	環境調整会議	・環境基本計画の改定について
6月	環境審議会総合政策部会	・部会報告案（答申案）について
6月	環境審議会	・部会報告について ・答申案について
7月	環境審議会答申	川崎市環境基本計画の改定について（答申）
8月	環境調整会議	・環境基本計画改定案のパブリックコメントの実施について
8月 ～10月	パブリックコメント手続	川崎市環境基本計画（改定案）について
2011年3月	環境調整会議	・環境基本計画の改定について
3月		川崎市環境基本計画（2011（平成23）年3月全面改定）の策定・公表

2 川崎市環境審議会委員名簿（50音順、敬称略、所属等は就任当時）

(1) 2008（平成20）年10月9日（諮問日）～2010（平成22）年2月28日

氏名	所属等	備考
青山 芳之	市民公募（公害分野）	
畔津 昭彦	東海大学工学部機械工学科教授	
飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	
石井 誠一郎	川崎市医師会理事	H21.5 から
石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科教授	
礪野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	
岩本 一星	埼玉大学名誉教授	
宇都宮 深志	東海大学名誉教授	
大迫 政浩	（独）国立環境研究所循環技術システム研究室室長	
落合 由紀子	東海大学教養学部准教授	
神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	
小島 将弘	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	
三邊 夏雄	東亜大学通信制大学院教授	
進士 五十八（会長）	東京農業大学地域環境科学部教授	
菅井 茂勝	川崎商工会議所議員	H21.6 まで
杉山 涼子	富士常葉大学環境防災学部准教授	
鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	
高野 正美	川崎商工会議所議員	H21.7 から
原 徹	かわさき地球温暖化対策推進協議会市民部会長	臨時委員
原田 三知夫	川崎地域連合副議長	
藤井 修二（副会長）	東京工業大学大学院教授	
藤田 雄峰	市民公募（緑・公園分野）	
藤吉 秀昭	（財）日本環境衛生センター 常務理事	
増田 唯子	市民公募（廃棄物分野）	
松村 芳美	（社）産業安全技術協会参与	
水谷 宏	市民公募（廃棄物分野）	
南 佳典	玉川大学農学部准教授	
柳下 正治	上智大学大学院地球環境学研究科教授	臨時委員
矢島 康伯	市民公募（公害分野）	
山内 利夫	市民公募（緑・公園分野）	
吉門 洋	埼玉大学大学院理工学研究科教授	
吉崎 隆男	川崎市全町内会連合会会計監査	
吉邨 泰弘	川崎市医師会理事	H21.5 まで

(2) 2010 (平成 22) 年 3 月 1 日～2010 (平成 22) 年 7 月 6 日 (答申日)

氏名	所属等	備考
畔津 昭彦	東海大学工学部機械工学科教授	
飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	
石井 誠一郎	川崎市医師会理事	
石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科教授	
伊藤 治	市民公募 (緑・公園分野)	
宇都宮 深志	東海大学名誉教授	
大迫 政浩	(独) 国立環境研究所循環技術システム研究室室長	
岡野 誠志	市民公募 (公害分野)	
落合 由紀子	東海大学教養学部准教授	
加藤 邦彦	市民公募 (廃棄物分野)	
神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	
桑原 勇進	上智大学法学部教授	
小西 淑人	(株)エフアンドエーテクノロジー研究所代表取締役	
坂本 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科教授	
柴原 裕	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	
澁谷 哲夫	市民公募 (廃棄物分野)	
島岡 功	市民公募 (緑・公園分野)	
進士 五十八 (会長)	東京農業大学名誉教授	
杉山 涼子	富士常葉大学社会環境学部教授	
鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	
高野 正美	川崎商工会議所議員	
中山 育美	市民公募 (公害分野)	
原 徹	かわさき地球温暖化対策推進協議会市民部会長	臨時委員
原田 三知夫	川崎地域連合副議長	
藤井 修二 (副会長)	東京工業大学大学院教授	
藤田 由紀子	専修大学法学部准教授	
藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター 常務理事	
南 佳典	玉川大学農学部教授	
柳下 正治	上智大学大学院地球環境学研究科教授	臨時委員
吉門 洋	埼玉大学大学院理工学研究科教授	
吉崎 隆男	川崎市全町内会連合会会計監査	

3 川崎市環境審議会総合政策部会委員名簿（50音順、敬称略、所属等は就任当時）

氏名	所属等	備考
飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	
石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科教授	
岩本 一星（副部会長）	埼玉大学名誉教授	H22. 2. 28 まで
宇都宮 深志（部会長）	東海大学名誉教授	
三邊 夏雄	東亜大学通信制大学院教授	H22. 2. 28 まで
原 徹	かわさき地球温暖化対策推進協議会市民部会長	臨時委員
藤井 修二	東京工業大学大学院教授	
藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター 常務理事	
南 佳典	玉川大学農学部教授	H22. 4. 22 から
柳下 正治	上智大学大学院地球環境学研究科教授	臨時委員
吉門 洋	埼玉大学大学院理工学研究科教授	H22. 4. 22 から

4 川崎市環境調整会議及び同幹事会委員名簿（組織名は2010（平成22）年度当時）

環境調整会議		幹事会
会 長（副市長）		座 長（環境局総務部長）
副会長（環境局長）		—
総務局	局長	総務部庶務課長
総合企画局	局長	都市経営部企画調整課担当課長
財政局	局長	財政部財政課長
市民・子ども局	局長	市民生活部庶務課担当課長
市民・子ども局子ども本部	本部長	子育て施策部子ども企画課長
経済労働局	局長	産業政策部企画課長
健康福祉局	局長	総務部企画課長
まちづくり局	局長	総務部企画課長
建設緑政局	局長	計画部企画課長
港湾局	局長	港湾経営部経営企画課長
上下水道局	上下水道事業管理者	総務部庶務課担当課長
交通局	局長	企画管理部経営企画課長
病院局	局長	経営企画室担当課長
消防局	局長	総務部担当課長
教育委員会	教育長	総務部企画課長

策定に当たっては、蟹江 憲史（東京工業大学准教授）、濱野 周泰（東京農業大学教授）、堀 雅宏（横浜国立大学特任教授）、横田 勇（静岡県立大学名誉教授）の各氏（所属は平成20年度当時）からも貴重な御意見を賜りました。

環境審議会答申

平成22年7月6日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市環境審議会

会長 進士 五十八

川崎市環境基本計画の改定について（答申）

平成20年10月9日付け、20川環調第128号で諮問のありました「川崎市環境基本計画の改定について」、当審議会では、専門的な審議が必要と判断したことから、川崎市環境基本条例施行規則第14条の3に基づき「総合政策部会」に付議し、幅広い見地から審議を行った結果、別添のとおり結論を得ましたので答申します。

1 はじめに

平成20年10月9日付け、20川環調第128号により市長から当審議会に諮問があった川崎市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の改定については、専門的な審議を行う必要があることから、具体的な審議について、総合政策部会に付議をした。

総合政策部会では、8回にわたり議論を重ね、この間、市民意見の募集も実施した上で検討を進めてきたほか、総合政策部会からの中間報告や最終的な報告を受けた当審議会においても、議論を重ねた。

2002（平成14）年10月に改訂した環境基本計画（以下「現行計画」という。）は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境の様々な領域にわたり目標や取組を示しているが、それぞれの領域についても個別に計画を定めているものが少なくない。現行計画の公表後、各領域における計画についても見直しが行われるなどしており、その結果、現行計画の目標や取組についても現状にそぐわないものが見られる。

このほか、現行計画の目標を既に達成しているものや、目標の年次を経過したものも見られる。

また、地球温暖化対策に関しては、2009（平成21）年12月に新たに川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例が制定され、条例に基づいた計画の検討が行われるなど、その対策に向けた取り組みが進められており、現行計画の公表後に状況が大きく変化している。

当審議会では、これらのことを含め、現行計画の目標の達成状況や施策の取組状況、環境に係る社会情勢、環境行政の新たな動向等を踏まえ、改定に当たっての基本的な考え方や計画に定める具体的事項として取り上げる適当な内容について取りまとめたので、次のとおり答申する。

2 改定の基本的な考え方

（1）今日的な環境問題への対応

地球温暖化問題をはじめ、ごみの減量、緑の保全・創出・育成、光化学オキシダントや微小粒子状物質による大気汚染、化学物質の環境リスク等、様々で、今日的な環境に係る課題に対応する計画とすること。

（2）環境に係る各種計画との整合

環境に係る各種領域で定められた様々な計画（緑の基本計画、一般廃棄物処理基本計画等）との整合を図り、一体となって取組を推進する計画とすること。

このことから、環境基本計画の改定や今後予定される関連する計画の策定・改定に当たっては、両者が示す目標や取組などの内容について十分な調整を図ること。

特に、地球温暖化対策に係る計画については、冒頭にも述べたとおり、現在検討が進められているため、温室効果ガスの削減目標や施策と取組の方向性などとの調整を十分に図ること。

（3）目標の体系を重層的にすること

前項のとおり、今回、環境基本計画が改定された後にも、目標を中心に、計画の一部についての修正が想定されることから、一部の修正が計画全体に影響することがないように、重層的な目標体系とすること。具体的には、計画全体の目標の下に複数の階層に分かれた目標を設定するとともに、下位の階層に向かうのに従って具体的に設定するといった形式が考えられる。

(4) 総合的な評価を行うこと

多様化、複雑化し、取組の成果が現れにくい今日の環境問題に対し、計画的、継続的に取組を進めるに当たり、計画全体の進行状況の把握が必要と考えられることから、計画を総合的に評価する方法について検討すること。

3 計画に定める具体的事項

(1) 計画の基本的事項

計画の基本的事項には、計画改定の背景、趣旨、役割等について示すほか、次の事項を明らかにすること。

ア 計画の位置づけ

総合計画や環境に係る各領域において定められている計画との関係について示すこと。

イ 計画の期間

計画の期間や必要に応じた見直しを行うことについて示すこと。

ウ 計画の構成

環境基本条例第8条を踏まえて計画に掲げる項目を示すこと。

(2) 環境の現状とこれまでの取組

計画の改定に当たっては、環境の現状やこれまでの取組状況を踏まえることが基本となることから、これらについて記述すること。

(3) 計画がめざす環境像

計画を進める上では、計画がめざす環境の状態やまちの姿を明らかにすることが大切であるため、計画がめざすべき環境像としてこれを示し、計画を推進することがめざすべき環境像の実現に向かうといった形式に計画を構成すること。

(4) 計画の目標

ア 目標の体系

既に指摘しているとおり、目標の体系は重層的な構造とすること。前述しためざすべき環境像を計画の中・長期的な目標として位置づけ、めざすべき環境像に基づき具体的な目標を明らかにするなどの構造とすること。

これは、目標体系について重層的な構造をとると、環境に係る各種計画の重要な目標の一部が変更された場合など、本計画の一部を見直す必要が生じた際にも、計画全体を変更することなく対応できるという観点からも重要である。

イ 目標の設定

目標の設定については、計画の達成状況を把握しやすいことから、なるべく数値による目標を設定すること。ただし、数値目標を設けることが適さない場合が想定されることや、あくまでも数値目標を設定しようとした結果、達成可能な目標を掲げるなどの安易な目標設定となる可能性も否定できないことから、目標と併せて指標を活用することで達成状況を把握するなどの工夫について検討すること。

(5) 重点分野

ア 重点分野の設定

めざすべき環境像の実現に向け、効果的に計画を推進することができるよう、重点分野を設け、積極的に取り組むべき課題や課題に対する目標、施策等を示すこと。

イ 重点分野の選定

重点分野の選定は、現行計画において選定された分野を中心に、これまでの取組状況、目標の達成状況を踏まえて適切に行うこと。

ただし、重点分野の選定に当たり、「環境産業の振興・育成と環境技術による国際貢献の推進」に係る項目を新たに重点分野として選定することについて検討してほしい。

すなわち、川崎市では、京浜工業地帯の中核として産業を推進するとともに、環境問題に取り組んできた経緯があり、市内には環境関連技術を有する企業が多数立地している。こうしたことから、これらの特徴、強みを活かした環境調和型産業の振興や優れた環境技術の海外移転の推進に関する重点分野を設けることにより、川崎市の計画として、本計画の特徴を示すことができるとともに、この分野における今後の取組についても期待できるものと考えられるため、選定についての検討を要望するものである。

(6) 基本的施策

ア 本計画において取り組む具体的な内容を示す基本的施策に関しては、めざすべき環境像の実現に向けて必要となる施策の体系が分かるように示すなど、取組と目標の関係を明らかにすること。

イ 冒頭に述べたとおり、地球温暖化対策に関しては、現行計画の公表後に状況が変化していることから、このことに対応し、施策を充実させること。

また、ごみの減量、緑の保全・創出・育成、大気汚染物質の低減などの地域の課題に対する施策についても十分な取組を示すこと。

ウ 今後一層重要となる環境教育・環境学習の推進や市民、事業者、市のパートナーシップの構築、前述した環境産業の振興、環境技術による国際貢献など、現行計画に基本的施策として掲げられていないものも含め、市が環境に係る取組として推進していく施策については、基本的施策の体系として整理すること。

エ 環境産業の振興・育成に係る施策を示す際には、雇用や地域の活性化の観点を加えるとともに、地域や環境産業の活性化により、環境配慮の取組や新たな環境技術の開発が進むという、環境と経済の好循環を目指す意識を示すこと。

オ 個々の具体的な施策は、実施状況を踏まえ、取組内容の修正を適宜行うことが通常であるため、このような修正や変更に対応できるよう、計画に定める施策を年度ごとに更新して示すなどの方法についても検討すること。具体的には、計画の策定時に、計画に示す個々の施策について、計画本体とは別に整理した上で、策定の次年度以降は、計画の進行管理のために作成する年次報告書において、更新された施策を示していくなどの方法が考えられる。

(7) 環境配慮指針

環境配慮指針は、市民、事業者等に自主的な取組を促していくものであるが、環境問題の解決に当たっては、市民、事業者及び市のそれぞれが環境に配慮していくことが大切であり、各自の配慮は解決に向けた取組の基本となるものである。

このように重要な役割を担うものであることを意識し、分かりやすく示すなどの工夫や適切な周知を行うとともに、指針が環境配慮の実践にどのように活かされているかについて把握し、その結果を各主体の自主的な取組の推進に向けて活用するよう努めること。

なお、環境配慮指針のうち、地域別環境配慮指針、事業別環境配慮指針については、環境影響評価制度等と運用上関係があることから、現行計画に示されている、地域別環境配慮指針、主体別環境配慮指針、事業別環境配慮指針の区分を基本としながら、それぞれの環境配

慮指針に示す各配慮事項について、適切に見直しを行うこと。

(8) 計画の推進、進行管理

計画の推進に当たっては、計画に示された取組等を、市が計画の推進体制のもと、着実に実施するとともに、市民、事業者及び市の各主体が自主的に環境配慮行動を実践することが必要となる。

そして、計画に示す取組が継続して実施されるためには、計画の進行状況について、適切な点検・評価の実施が求められることから、年次報告書等により進行管理を行う旨について計画に示すこと。

また、既に述べたように、計画全体の進行状況の把握のため、計画の総合的な評価を実施し、継続的、効果的な取組の推進に努めること。

4 おわりに

環境基本計画の改定における審議の過程では、様々な議論があったところである。

具体的には、国内外で大きな課題としてその対策が進められている地球温暖化問題に関して、その取組の一層の充実を図る必要があること、また、前項までに述べたことと重なるが、環境産業・国際貢献の取組など、現行計画にない本計画の特徴を示すこと、さらには、めざすべき環境像の実現に向けて総合的な評価方法を設定することなどについてである。このほか、環境問題・環境行政を取り巻く情勢等は、時に変化が非常に早いため、適宜対応を図ってほしい旨の指摘もあった。

これらも含め、これまでに述べたことを踏まえた当審議会の検討結果として、計画の改定素案を資料として別に添える。

なお、最後に、計画の改定に関して次の点を指摘しておく。

- ・ 本計画の推進に当たっては、市民、事業者などの理解や協力を広く集める必要があるが、専門用語や略語が多くなることから、用語解説を付すなど、理解しやすくなるよう一層努めること。
- ・ 環境には様々な領域があるが、領域ごとに別々に取組を進めるというのではなく、それぞれの取組が1つになって環境全体が改善されるという考え方が大事である。

この点で、前述した総合的な評価を行っていくことは大切な点である。

また、同様に大切な点として、かつてに比べ、環境の各領域における計画が充実してきており、本計画の推進に当たって、環境の各種計画との関係に留意していくことも挙げられる。

すなわち、これらのことを踏まえていくと、例えば、環境に係る領域のすべての要素を環境基本計画に盛り込むのではなく、環境基本計画については、それぞれの計画を参照する形式とすることなども検討に値するように考えられるが、このように、これらのことを踏まえていくことは、今後の環境基本計画のあり方を考えていく上で重要であることから、十分に留意すること。

環境基本条例

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
平成3年12月25日川崎市条例第28号 最近改正 平成19年3月20日川崎市条例第1号	平成4年6月24日川崎市規則第54号 最近改正 平成22年3月31日川崎市規則第10号
目次 前文 第1章 総則（第1条～第7条） 第2章 環境基本計画（第8条～第9条の2） 第3章 環境行政の総合調整（第10条～第12条） 第4章 環境審議会（第13条） 第5章 補則（第14条～第18条） 附則	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 環境基本計画（第3条～第5条の2） 第3章 環境調整会議（第6条～第12条） 第4章 環境審議会（第13条～第16条） 附則
<p>人は、これまで、空気、水、土、様々な生物などの自然が有する諸能力を無限のものとして考え、生活の便利さや物の豊かさを求めて、資源、エネルギーなどを大量に消費する社会経済活動を続けてきた。</p> <p>しかし、今日、そうした活動は環境へ多大な負荷を与え、自然の再生能力を超える規模となり、すべての生物の存続の基盤である地球の環境を脅かすまでになっている。</p> <p>多摩川や多摩丘陵という自然に恵まれた川崎は、その地理的条件を生かしながら、産業の集積と人口の増加により、我が国でも有数の活力ある大都市として発展してきた。しかし、一方では、拡大した生産活動や都市活動、多様化した消費生活などにより、深刻な公害や自然の破壊に直面することとなった。</p> <p>もとより、すべての人は、健康で文化的な生活を営む上で必要となる安全で健康かつ快適な環境を享受する権利を有するとともに、このような環境を保全し、将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。</p> <p>私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを改めて確認し、公害の絶滅を期し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していかなければならない。</p> <p>ここに、私たちは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担して、自主的かつ積極的にその責任を果たし、相互に協力することによって、清浄な空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美し</p>	

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
<p>く住みよいふるさと・川崎を実現するため、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、環境の資源としての有限性を認識し、その適正な保全及び活用を期するとともに、川崎市の環境政策の理念及び基本原則、環境施策の基本となる事項及びその施策の策定に関する手続等を定めることにより、良好な都市環境の保全及び創造を図り、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>(環境政策の理念)</p> <p>第2条 市の環境政策は、市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする。</p> <p>2 市は、市民及び事業者と協力して、環境資源を適正に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図るものとする。</p> <p>3 市の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとする。</p> <p>(環境政策の基本原則)</p> <p>第3条 市の環境政策は、次に掲げる原則に従うものとする。</p> <p>(1) 施策の総合性 (2) 科学的予見性 (3) 生態系への配慮 (4) 地球環境への配慮 (5) 市民の参画と協働</p> <p>(環境目標値の設定等)</p> <p>第3条の2 市長は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するための環境上の条件に係る目標値を、川崎市環境審議会(第13条を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて設定しなければならない。</p> <p>2 前項の目標値については、常に適切な検討が加えられ、適宜必要な改定がなされなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により目標値を設定し、又は改定したときは、公表しなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、市の施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、</p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川崎市環境基本条例(平成3年川崎市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p>

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
<p>良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を遵守するとともに、市の環境施策に積極的に協力しなければならない。</p> <p>(基本的施策)</p> <p>第7条 市は、第2条に規定する環境政策の理念の実現を図るため、この条例に定める手続に従い、公害の防止、自然環境の保全、環境影響評価等に係る施策を継続し、その強化に努めるとともに、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。</p> <p>(1) 新たな産業による環境汚染の防止、産業廃棄物の適正処理等新たな公害防止施策を推進すること。</p> <p>(2) 自動車公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止、一般廃棄物の適正処理、都市基盤施設の整備等都市生活型公害の改善を図ること。</p> <p>(3) うるおいとやすらぎのある環境の実現を目指し、利用者に優しい公共施設等の整備、水とみどりを生かした都市施設の整備、良好な都市景観の創出、歴史的文化的遺産の保全及び活用等都市アメニティの創造を推進すること。</p> <p>(4) 水の循環構造の保全、エネルギーの効率的利用、再生資源の利用促進等自然の循環機能に即して市域における環境資源の保全及び活用を図ること。</p> <p>(5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、公害防止技術の国際交流等市における地球環境保全のための施策を推進すること。</p> <p>(6) 市民が人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、体系的な環境教育等の推進に努めること。</p> <p>(7) 事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するため、自主的な環境管理の導入の促進に関する施策を推進すること。</p>	

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
<p>2 市は、前項に掲げる施策を実施するに当たっては、都市構造、経済活動及び市民の生活行動様式の変革等を含めた総合的対策を考慮するとともに、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、第1項に掲げる施策のうち、広域的な解決を必要とするものについては、国、近隣の地方公共団体等と積極的に協議し、その推進に努めるものとする。</p> <p>第2章 環境基本計画 (環境基本計画)</p> <p>第8条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定に基づく基本構想を踏まえ、環境行政の基本指針となる川崎市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 環境政策の目標 望ましい環境像として基本計画が目指す地域環境の姿を明らかにし、これを実現していくための目標を環境要素ごとに示すもの</p> <p>(2) 基本的施策 前号に規定する環境政策の目標を実現するために市が重点的に取り組むべき環境施策を具体的に示すもの</p> <p>(3) 環境配慮指針 市、市民及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれが配慮すべき事項を示すもの</p> <p>(4) その他良好な環境の保全及び創造に関する重要事項</p> <p>3 基本計画の対象地域は、川崎市全域とし、広域的な観点から策定するものとする。</p> <p>4 基本計画の目標期間は、科学技術の進展、社会状況の変化等を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 基本計画の対象とする環境要素は、市民生活にかかわるものを広く取り入れるよう努めるものとする。</p> <p>(基本計画の策定等)</p> <p>第9条 市長は、前条に規定する基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第2章 環境基本計画</p> <p>(基本計画案の縦覧等)</p> <p>第3条 市長は、川崎市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する場合において、その基本計画の案について広報等に努めるとともに、これを8週間縦覧に供するものとする。</p>

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
<p>2 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。 (年次報告)</p> <p>第9条の2 市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>2 市長は、前項に規定する縦覧に供する期間の始期及び終期、場所並びに時間について告示するものとする。</p> <p>3 市民は、基本計画の案について縦覧期間内に市長に対して意見書(別記様式(略))を提出することができる。 (基本計画の公表)</p> <p>第4条 条例第9条第2項に規定する基本計画の公表は、告示により行うものとする。 (準用)</p> <p>第5条 前2条の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。 (年次報告書の公表)</p> <p>第5条の2 条例第9条の2第1項に規定する年次報告書の公表は、告示により行うものとする。</p>
<p>第3章 環境行政の総合的調整 (総合的調整)</p> <p>第10条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、この章に定めるところに従い、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。</p> <p>(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。 (2) 環境施策に関すること。 (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。 (環境調整会議)</p> <p>第11条 前条に規定する総合的調整を行うため、川崎市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。</p> <p>2 調整会議は、副市長及び環境施策にかかわる市の関係局長をもって組織する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、市長が定める。 (環境調査)</p> <p>第12条 市は、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、第10条第2号及び第3号に規定する事項について総合的調整を行う場合は、調整会議において、環境に係る配慮が十分になされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査(以下「環境調査」という。)を行う。</p> <p>2 市長は、環境調査を行うために必要な指針を、川崎市環境審議会の意見を聴いて作成するものとする。</p>	<p>第3章 環境調整会議 (組織)</p> <p>第6条 川崎市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を組織する条例第11条第2項に規定する関係局長(以下「関係局長」という。)は、別表に掲げる局及び本部長とする。 (会長等)</p> <p>第7条 調整会議に会長及び副会長を置き、会長は市長が指定する副市長を、副会長は環境局長をもって充てる。</p> <p>2 会長は、会務を総理する。 3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 4 調整会議は、会長が招集し、その議長となる。 5 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 (事案の付議手続)</p> <p>第8条 調整会議における事案は、会長が付議するものとする。</p> <p>2 会長が事案を付議しようとするときは、環境</p>

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
<p style="text-align: center;">第4章 環境審議会 (環境審議会)</p> <p>第13条 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議するため、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) この条例その他環境の保全に関する条例によりその権限に属させられた事項</p> <p>(2) その他環境施策に関し市長が必要と認めた事項</p> <p>3 審議会は、委員30人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>6 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置く</p>	<p>局長に当該事案を整理させた上、調整会議に提出するものとする。</p> <p>3 関係局長は、調整会議に付議したい事案があるときは、当該事案の趣旨及び内容を記載した書類に必要な資料を添えて環境局長を経て会長に提出するものとする。この場合において、付議したい事案が条例第12条第1項に規定する環境調査に係る事案であるときは、同条第2項に規定する指針により作成した資料を併せて提出するものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第9条 会長は、調整会議の結果について必要と認める事項を市長に報告するものとする。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第10条 調整会議にその円滑な運営を図るため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 調整会議の庶務は、環境局において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この章に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、会長が定める。</p> <p style="text-align: center;">第4章 環境審議会 (会長及び副会長)</p> <p>第13条 川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第14条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p>

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
<p>ことができる。</p> <p>7 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>8 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p> <p>9 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p> <p>10 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>11 審議会は、規則で定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</p> <p>12 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第5章 補則 (環境に関する情報の提供)</p> <p>第14条 市は、良好な環境の保全及び創造に資するため、環境に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。 (市民等との協働のための措置)</p> <p>第15条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民の自主的な活動を支援するため、環境に関する技術等の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市、市民及び事業者の協働による環境についての地域における活動を促進するため、協議組織の整備、相互に交流する機会等に関する支援のための措置を講ずるよう努めなければならない。 (調査研究体制の拡充等)</p> <p>第16条 市は、科学的予見性に基づく環境行政の推進を図るため、環境に関する調査研究体制の拡充、環境科学に関する総合的かつ体系的な調査研究、環境に関する情報の収集及び分析、他の研究機関との積極的な交流、技術者の養成等に努めなければならない。 (財政上の措置)</p> <p>第17条 市は、良好な環境の保全及び創造の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 (委任)</p> <p>第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(部会)</p> <p>第14条の2 審議会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。</p> <p>(1) 公害対策部会 公害防止等生活環境の保全に関すること。</p> <p>(2) 緑と公園部会 緑の保全、緑化の推進、公園緑地の管理運営等に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物部会 廃棄物の処理及び再生利用等に関すること。</p> <p>2 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる部会以外の部会(次項に規定するものを除く。)を置くことができる。</p> <p>3 審議会は、2以上の部会に係る事項を調査審議するため必要があると認めるときは、2以上の部会の合同の部会を置くことができる。</p> <p>4 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。この場合において、委員及び臨時委員が2以上の部会に属することを妨げない。</p> <p>5 前2条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「川崎市環境審議会(以下「審議会」という。)」とあり、及び「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(部会への付議)</p> <p>第14条の3 会長は、市長の諮問を受けたときは、その内容に応じ当該諮問に係る事項を前条第1項から第3項までに規定する部会のいずれかに付議することができる。</p> <p>2 前項の規定により付議を受けた部会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。</p> <p>(決議)</p> <p>第14条の4 審議会は、条例第13条第11項の規定に基づき部会の決議をもって審議会の決議とするときは、あらかじめその旨の決議を行うものとする。</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第14条の5 部会は、専門の事項を調査するため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。</p> <p>2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。 (庶務)</p> <p>第15条 審議会の庶務は、環境局において処理する。</p>

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
<p>附 則 この条例の施行期日は、市長が定める。 (平成4年6月24日規則第53号で平成4年7月1日から施行)</p> <p>附 則 (平成11年12月24日条例第47号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。 (平成12年12月1日規則第126号で平成12年12月20日から施行) (経過措置)</p> <p>2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎条例第50号)附則第2項の規定による廃止前の川崎市公害防止条例(昭和47年川崎市条例第12条)第19条第1項の規定による目標値は、この条例による改正後の条例第3条の2第1項の規定による目標値とみなす。</p> <p>附 則 (平成16年10月14日条例第38号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に改正後の条例(以下「新条例」という。)第13条第4項の規定により委嘱される川崎市環境審議会の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成18年2月28日までとする。</p> <p>3 施行日前に改正前の条例の規定により川崎市環境保全審議会又は川崎市環境政策審議会に対してされた手続その他の行為は、新条例の相当規定により川崎市環境審議会に対してされた手続その他の行為とみなす。 (川崎市環境保全審議会条例の廃止)</p> <p>4 川崎市環境保全審議会条例(平成11年川崎市条例第46号)は、廃止する。</p>	<p>(委任)</p> <p>第16条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>附 則 この規則は、平成4年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成6年3月30日規則第14号抄) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成9年3月31日規則第11号抄) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成16年10月21日規則第93号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に川崎市環境基本条例の一部を改正する条例(平成16年川崎市条例第100号)附則第4項の規定による廃止前の川崎市環境保全審議会条例(平成11年川崎市条例第46号。以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定により選任された川崎市環境保全審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ第2条の規定による改正後の川崎市環境基本条例施行規則(以下「新規則」という。)第13条第1項の規定により川崎市環境審議会の会長、副会長として選任されたものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により部会に属している委員及び臨時委員である者並びに同条第3項において準用する旧条例第5条第1項の規定により選任された部会の部会長及び副会長である者は、それぞれ新規則第14条の2第4項の規定により部会に属する委員及び臨時委員として指名され、並びに同条第5項において準用する新規則第13条第1項の規定により部会の部会長及び副会長として選任されたものとみなす。</p> <p>附 則 (平成17年3月31日規則第17号抄) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p>

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
<p>(川崎市環境保全審議会条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>5 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川崎市環境保全審議会条例（以下「旧環境保全審議会条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された川崎市環境保全審議会の委員である者は、施行日に新条例第13条第4項の規定により川崎市環境審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、施行日における従前の川崎市環境保全審議会の委員としての任期の残任期間とする。</p> <p>6 この条例の施行の際現に旧環境保全審議会条例第3条第4項の規定により委嘱された川崎市環境保全審議会の臨時委員である者は、施行日に新条例第13条第7項の規定により川崎市環境審議会の臨時委員として委嘱されたものとみなす。</p> <p>(川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正)</p> <p>7 次に掲げる条例の規定中「川崎市環境保全審議会」を「川崎市環境審議会」に改める。</p> <p>(1) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）第45条の2</p> <p>(2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第128条 (川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>8 施行日前に前項の規定による改正前の川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の規定により川崎市環境保全審議会に対してされた手続その他の行為は、新条例の相当規定により川崎市環境審議会に対してされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（平成19年3月20日条例第1号抄） (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成19年3月30日規則第15号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月31日規則第16号抄） この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年3月31日規則第10号） この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総務局、総合企画局、財政局、市民・こども局、市民・こども局こども本部、経済労働局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局</p> </div>

ア行

悪臭

悪臭防止法では、アンモニア、硫化水素等 22 物質を特定悪臭物質と定めている。しかし、いろいろな臭気を伴う物質が複合して悪臭となることが多いため、人の臭覚を用いた臭覚測定法も併用して、工場・事業場に対し、指導を行っている。

アスベスト（石綿）

アスベスト（石綿）とは、天然に産する鉱物群のうち、高い抗張力と柔軟性を持ち、絹糸状光沢のある特異な繊維形状をなす鉱物の総称のことである。その特性は、断熱性、防音性、耐薬品性に優れ、物理的、化学的にも安定なことから、建築材や自動車用ブレーキ、家庭用品など幅広く利用されてきた。

アスベストを吸入するとアスベスト肺や肺がん、悪性中皮種などの深刻な疾病を誘発する恐れがある。

（都市）アメニティ

「快適性、快適環境」と訳される。語源はラテン語のアマレ（Amare=愛）。生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統等が互いに他を活かし合うようにバランスが取れ、その中で生活する人間との間に調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をいう。

硫黄酸化物（ SO_x ）

硫黄の酸化物の総称で SO_x と略称される。二酸化硫黄（ SO_2 ）の他、三酸化硫黄（ SO_3 ）、硫酸ミスト等が含まれる。主に石油、石炭等の化石燃料に含まれる硫黄（S）分が燃焼することによって生成され、排出ガス中に含まれ、大気汚染の原因となる。

（川崎市）一般廃棄物処理基本計画

「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念に平成 17 年 4 月に策定した。市民・事業者・行政の環境意識の向上、ごみの発生抑制とリサイクルの推進、事業の効率的な運営を施策の基本として、3R（リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基調

とした取組を定めている。平成 21 年 4 月に、具体的施策や目標を定めた行動計画を改定し、循環型社会の構築と低炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策に係る取組を追加した。

浮島 2 期地区の廃棄物最終処分場

ごみ焼却灰等の新たな埋立処分地として、川崎区浮島町 523 番地 1 で都市施設廃棄物を主として埋立処分を行っている。面積は約 16.8ha。

雨水浸透

雨水が地表から地中に浸入する現象を「雨水浸透」といい、その速度又は能力を「雨水浸透能」という。コンクリート化された道路等は浸透能が低く、雨水が浸透せず流出する。一方、農地（畑地）、樹林地等は、浸透能が高い。また、積極的な雨水浸透を図る施設を「雨水浸透施設」といい、浸透マス、浸透トレンチ、透水性舗装等がある。

エコマーク商品

日本環境協会が認定する環境保全に役立つ商品。

エコロジー乗車券

公共交通の利用を促進し、自動車使用の抑制を目指す利用日を限定したバスの 1 日乗車券。

オゾン層（破壊）

地球を取り巻く厚さ約 20km のオゾンを多く含む層。生物に有害な紫外線の多くは、成層圏のオゾン層で遮っている。近年、南極地域における成層圏のオゾン層が著しく少なくなる「オゾンホール」が毎年発生しており、世界的にも低緯度地域以外では成層圏のオゾン量が減少する傾向にある。オゾン層が破壊されると、地上に達する紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

温室効果（ガス）

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽から

流入する日射は、ほとんどが可視光線及び赤外線であり、大気を素通りして地表面で吸収される。日射によって加熱された地表面は赤外線を熱放射するが、大気中には赤外線を吸収する性質を有する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまう。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射される。このように日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六フッ化硫黄(SF₆)の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

力行

開発事業地球温暖化対策計画書

一定規模以上の開発事業をする際、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、提出する計画書。対象となる事業は、開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為で、新築する1又は2以上の建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものが対象となる。策定事項は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容(省エネの推進、再生可能なエネルギー源の導入など)。

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODは、Chemical Oxygen Demandの略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷(汚濁の度合い)が大きいことを示している。

(川崎市)河川水質管理計画

河川の水質浄化を計画的に進めるため、1993年に策定。市内河川に環境目標を設定し、水質浄化対策、流量対策等を総合的に推進している。

かわさきエコドライブ宣言

エコドライブを実践している、又は、趣旨

に賛同する事業者や市民がエコドライブに努めることを市に宣言登録する制度。市は登録した事業者や市民に登録証やエコドライブステッカーを配布する。

川崎市基本構想

総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、地方自治法に基づき策定した基本的な構想。

環境影響評価(環境アセスメント)

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づきその事業について適正な環境配慮を行うこと。川崎市では、全国に先駆けて環境影響評価に関する条例を制定している。

環境基準

大気汚染、水の汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

環境管理システム

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続きであり、国際標準化機構(ISO)のISO14001や環境省のエコアクション21などがある。ISO14001に基づく環境管理システムは、PDCAサイクル(Plan→Do→Check→Act)を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものであり、規格を尊重していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等を行うことができる。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

環境保全水準

良好な環境の保全及び創造を図るため、地域環境管理計画に掲げる事項の一つ。地域環境管理計画では、環境影響評価に係る項目が示されているが、環境保全水準は、この環境影響評価に係るそれぞれの項目の目安となる「地域別環境保全水準」として示されたものをいう。

環境目標値

市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として定められた目標値。「環境基本条例」の規定に基づき、大気汚染について定められている。

揮発性有機化合物（VOC）

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤、溶剤、インク、ガソリン等に含まれている。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどであり、主なものは約 200 種類ある。VOCは、有害性を持つことから健康影響が生ずる可能性があるほか、光化学オキシダントやSPMの原因物質でもある。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命、財産を守るため、崩壊防止工事等が進められる区域。「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、県知事が指定する。

九都県市指定低公害車制度

電気自動車、天然ガス自動車、エタノール自動車、ハイブリット自動車のみではなく、一般に市販されているガソリン自動車、LPG自動車、ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出が少ない低公害な自動車を指定して公用車に導入していくとともに、低公害な自動車の導入を一般に広く推奨する制度。窒素酸化物等の排出量に応じて、超低公害車、優低公害車、良低公害車の指定がある。

京都議定書

気候変動枠組条約の目的を達成するため気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書。先進国等に対し、温室効果ガスを1990年比で、2008年から2012年に一定数値（日本6%、米7%、EU8%）を削減することを義務づけている。また、削減を達成するための京都メカニズム等を導入。

2005年2月16日に発効。日本は2002年6月4日に締結。現在190か国・地域が締結（2009年7月現在）。

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷の低減に資するもの（環境物品等）を優先的に購入すること。2000年5月に、環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。

建築物環境配慮制度

一定規模以上の建築物の建築に際し、建築環境総合性能評価システム（CASBEE 川崎）により建築主に建築物の環境配慮の取組を促すとともに、環境配慮の取組内容の提出を義務付け、その概要を市が公表する制度で、環境に配慮した建築物の普及を促進し、地球温暖化その他環境の負荷の低減を図ることを目的とする。

（川崎市）公害防止等生活環境の保全に関する条例

1999年に、「公害防止条例」に代えて制定した条例。市民の健康を保護し、安全な生活環境の確保を目的に、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図る。工場・事業場が遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。

光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。大気汚染に係る環境基準が設けられている。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。」と定められている。

（下水道終末処理場の）高度処理

下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物質は浮遊物、有機物、栄養塩類（窒素、リン）などである。なお、東京湾における赤潮の発生の原因となっている富栄養化防止には、窒素、リンの流入量削減が大きな課題となっている。

固定発生源

環境を汚染する物質を発生する発生源のうち、自動車、船舶等移動する発生源を移動発生源というのに対し、工場や事業場のように固定した場所の発生源を固定発生源という。

コンポスト化

微生物の働きにより有機物（生ごみ・落葉等）を堆肥（コンポスト）に変えること。

サ行**里地・里山**

都市域と原生的自然との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、一般的に、里山は人とかかわりの中で育まれた二次林や竹林を指す。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その適正な処理が図られている。

（川崎市）産業廃棄物処理指導計画

産業廃棄物に関する施策を推進するため、市の指導方針として5年ごとに策定している。

酸性雨

化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸等に変化し、それが雨等に取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロゾルの形で酸が地上に到達することをいう。雨はごく自然の状態でも空気中の二酸化炭素が溶け込むことにより、pH5.6 程度になるといわれているが、それより低い pH になった雨を通常

「酸性雨」と呼んでいる。欧米では、湖沼や森林等の生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際問題となっている。我が国では、環境庁（現環境省）によるモニタリング調査の結果、全国的に年平均値で pH 4 台の降水が確認された。生態系への影響は顕在化していなかったが、今後も現在のような酸性雨が降り続くと、将来影響が現れる可能性が懸念される。

市街化区域・市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法によって定められている都市計画区域の区分。市街化区域は、既に市街地を形成している区域や概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域。

自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項では、「市町村長は、騒音の測定を行った場合において、指定地域における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と規定しているが、この規定に基づき、都道府県公安委員会に要請を行う限度を自動車騒音に係る要請限度という。

市民健康の森

緑の保全と創造及び地域コミュニティの形成を目的に、地域住民等と行政のパートナーシップにより住民が主体的に市民健康の森の管理・運営を行っている。

生活騒音

住宅内及びその周囲において、家庭用機器、住宅用設備又は音響機器から発生する騒音その他の日常生活に伴って発生する騒音をいう。

生活排水

炊事、洗濯、入浴等人の日常生活に伴い公共用水域に排出されるもので、工場等から排出される産業排水と区別されている。

生産緑地

都市計画法の地域地区の一つであり、「農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形

成に資する」ため市町村が指定する。生産緑地に指定すると長期の営農が義務づけられる一方で、税の軽減措置が受けられる。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BODは、Biochemical Oxygen Demandの略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

生物多様性

地球上に存在する生物の間に違い(変異性)があることを意味し、環境や生物同士の複雑な関連性を含んだ概念。生物の多様性が著しく減少していることを懸念して、1992年の国連環境開発会議で、その保全と持続可能な利用に向けて世界全体で協力して取り組むための「生物の多様性に関する条約（国際生物多様性条約）」が採択された。我が国では、条約に基づく生物多様性の保全及びその持続可能な利用を目的とした生物多様性国家戦略が1995年に策定されたが、その後も国内外の状況に対応させて取組を進展させるため、数度に渡って見直しが行われている。2008年には生物多様性基本法が施行され、我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示された。

夕行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称で、通常、環境中に極微量に存在する有害な物質である。人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、2000年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉等への排出規制が行われている。

なお、ダイオキシン類の濃度に関する単位は、環境中の大気、水質、土壌と底質について、それぞれ $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ 、 $\text{pg-TEQ}/\text{g}$ と表記する。ここで、pg(ピコグラム)とは1兆分の1gのことで、TEQとはダイオキシン類の量をそれらの中で最も強い毒

性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算した量であることを表している。

対策目標値

環境基本条例第3条の2に規定する環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講ずべき対策上の目標値をいう。二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について設定されている。

対策目標量

大気汚染物質のうち、広域汚染の原因となる物質に関し、市内における排出要因、排出量等を勘案して、対策目標値を達成するため、地区ごとに許容される排出総量。公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定されている。

代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により生産が全廃された特定フロン類の代替品として開発されたフロン類似品のことで、フロンと同等の性質を持ち、かつオゾン層の破壊能が低い又はないものである。代表的な代替フロンとしてはハイドロフルオロカーボン(HFC)などがあるが、地球温暖化の原因物質であることから、排出抑制が求められている。

地域緑化推進地区

市域における相当規模の一団の土地の区域内において、その区域内の緑化を自主的に推進しようとする地区の代表者が、緑化の内容、緑化した土地等における緑の管理の内容等を定めた計画で、市長の認定を受けた地区。

地球温暖化係数(GWP)

二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表した数字のこと。IPCC第2次評価報告書の値によると(100年間での計算)、二酸化炭素に比べメタンは21倍、一酸化二窒素は310倍、フロン類は数百～数万倍温暖化する能力がある。

(川崎市)地球温暖化対策推進基本計画

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。計画期間、地球温暖化対策の目標、施策の基本的な方向などについて定めている。

地区計画

都市計画法に基づく制度の一つ。都市単位の広い地域を対象とする都市計画法と、個々の建物を対象とする建築基準法による規制の間を埋め、地区の特性に合ったきめ細やかなまちづくりを行う制度のこと。

窒素酸化物（NO_x）

窒素の酸化物の総称であり、大気汚染物質としては、一酸化窒素、二酸化窒素が主である。石油、石炭等の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車、家庭などから排出される。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素のかたちで大気中に放出され、紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。この反応はすぐに起こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。

また、窒素酸化物は、光化学オキシダントや酸性雨の原因にもなる。なお、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は温室効果ガスのひとつである。

（産業廃棄物）中間処理施設

産業廃棄物の最終処分に当たって、廃棄物を減量化すること、さらに安全かつ安定した状態にすることなどを目的に、焼却、中和、融解、脱水、粉碎、圧縮等の処理を行う施設。

中水道システム

雨水や炊事、風呂の排水を浄化処理し、水洗便所、散水等に再利用するシステム。

調整池

開発事業の実施による雨水流出量の増大がもたらす下流河川等への影響を軽減するため、大雨の際に、一時的に雨水を貯留し、調整しながら放流する施設。

底質

河川、海域、湖沼等の底の堆積物。

電波障害

中高層建築物等により周辺住宅においてテレビ電波等の受信に障害が生じる現象。

電力排出原単位

電気の供給 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出量を示したもの。電気事業者ごとに異なる。「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガス

の排出量の算定に関する省令」に基づく実排出係数と「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」に基づく調整後排出係数がある。

透水性舗装

河川への雨水流出抑制、地下水の涵養や街路樹の保護育成を図るため、雨水の一部を地下に浸透させることができる道路等の舗装。

道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項では、「市町村長は、振動の測定を行った場合において、指定地域における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と規定しているが、この規定に基づき、道路管理者又は都道府県公安委員会に要請を行う限度を道路交通振動に係る要請限度という。

特定フロン（＝クロロフルオロカーボン）（CFC）

オゾン層は CFC（クロロフルオロカーボン：フロン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）等のオゾン層破壊物質により破壊されている。日本では、モントリオール議定書に基づき、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定して、1989 年 7 月からオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制を開始し、着実に削減していくための施策を行っている。CFC は 1996 年 1 月に生産が全廃され、HCFC は 2020 年 1 月に生産が全廃される予定。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。地区内での建築物等の新築、改築及び増築、土地の造成などの緑地の保全に支障となる行為は、都道府県知事または市長の許可が必要となる。

内分泌かく乱化学物質

内分泌かく乱作用を持つ化学物質のこと。国の見解では「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」であり、環境ホルモンとも呼ばれる。

環境省（当時、環境庁）は、1998年5月に「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン戦略計画SPEED'98—」（以下「SPEED'98」という。）をとりまとめ、内分泌かく乱作用の有無、強弱、メカニズム等を解明するため、優先して調査研究を進めていく必要性の高い物質群として65物質を提示し、各種の取組みを進めてきた。36物質で試験を実施した結果、一部の物質が魚類について内分泌かく乱作用を有することが認められたが、ヒトの属するほ乳類については明らかな内分泌かく乱作用は認められなかった。

これらの研究結果等を踏まえ、2005年3月に「SPEED'98」を改訂し、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—ExTEND2005—」を策定し、内分泌かく乱作用について必要な調査研究を推進している。

二酸化窒素（NO₂）

物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場、自動車などの燃焼過程などである。

燃焼過程からほとんど一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

また、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質の一つである。

水に難溶性のため呼吸時に深部の肺胞に達し、呼吸器系炎症を起こす。

このため、環境基本法第16条に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい環境基準が定められている。

パーフルオロカーボン（PFC）

京都議定書において排出削減の対象とされている6つの温室効果ガスのうちの1つ。化

学的に極めて安定であることから、電子部品等精密機器の洗浄や半導体の製造工程等に広く使用されている。大気中での寿命が長く、数千年と推定される。

廃棄物交換システム

事業所から発生する廃棄物のうち、他の事業所で資源として有効に再利用できるものについて情報を広く集め事業所に提供し、事業所が希望する廃棄物をあっ旋することにより、廃棄物の再利用を促進しようとするもの。

ハイドロフルオロカーボン（HFC）

京都議定書において排出削減の対象とされている6つの温室効果ガスのうちの1つ。フロンガス的一种でオゾン層を破壊しないため、代替フロンとして冷媒や発泡剤に使用されているが、強力な温室効果ガスであることから地球温暖化の観点から問題となっている。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の減少、さらに冷暖房等の人口排熱の増加により地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

光害

照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光によって、周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のことを光害（ひかりがい）という。主な影響としては、居住者、歩行者、交通機関、天体観測といった人間の生活及び諸活動への影響や野生生物や農作物への影響があげられる。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm（マイクロメートル）以下のもの。一般にSPMよりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）など

である。通常の浮遊粒子状物質よりも肺の奥まで入り込むため、呼吸器疾患を起こす確率が高いといわれている。

ビル風害

ビル風害は、高層建築物周辺で風向きが変化するとともに風力が一段と強くなる現象をいい、特に強風時に大きな影響が生じます。

富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・磷に関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着するなどして、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生する他、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中で光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

ふれあいの森

土地所有者から良好な樹林地を市が借り受け、散策路や休憩施設等を整備し、自然とふれあえる場として市民の利用に供するもので、緑の保全と活用を図ることを目的としている。

保存樹林、保存樹木、保存生垣

川崎市の市街地において貴重な緑を保全するため、社寺林等の保存（保存樹林・ 300m^2 以上）、線的な緑としての生垣の保存（保存生垣・ 30m 以上）、点的な緑としての樹木の保存（保存樹木・高さ 10m 以上、地上から 1.2m の位置で幹の周囲 1m 以上）について、所有

者と締結される制度。

マ行

まちの樹

地域において市民に親しまれる名木、古木等で、地域における象徴的な存在として、良好な景観の形成に寄与していると認められる樹木や巨樹、樹形が優れた樹木、伝承のある樹木、希少価値のある樹木等特色のある樹木をいい、市長が指定する。

マニフェスト制度

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。1991年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により創設され、1993年4月より一部の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）に限って義務付けられた。1997年6月の同法の改正により、マニフェスト制度の適用がすべての産業廃棄物に拡大された（1998年12月施行）。

（川崎市）緑の基本計画

市域における緑地の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進する計画。緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項を示すとともに、市の緑をとりまく実状を勘案しながら必要な事項等を定め、都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的に推進する計画で、本市では、1995年10月に策定し、2008年3月に改定した。

（川崎市）緑の保全及び緑化の推進に関する条例

川崎市における緑の保全及び緑化の推進に関する必要な事項について、市と市民及び事業者との協働により良好な都市環境の形成を図り、市民の健康で快適な生活の確保に寄与する施策を推進することを目的として1999年に制定した条例。

緑の保全地域

法による特別緑地保全地区以外の緑地で、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認

められる緑地のうち豊かな林相、水辺地等と一体となって良好な緑を形成している土地の区域等で、「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市長が指定する。緑の保全地域内で建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成、土石の採取又はたい積その他の土地の形質の変更等の行為をしようとする者は、あらかじめ届出が必要となる。

ヤ行

有害大気汚染物質

大気中濃度が微量で急性影響は見られていないものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される物質群の総称。大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されている。

ウ行

リスクコミュニケーション

市民、事業者、行政、NGO等の関係する全ての者が、環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方、対策等について、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築き、理解しあおうとするため、対話を進めていくもの。リスクコミュニケーションの推進により、環境リスクの削減が円滑に推進されることが期待できる。

緑地保全協定

緑地保全事業要綱に基づき、土地所有者と協定を締結し、一定の期間について緑地の保全を行っていただく制度。

（事業所）緑化協定

1972年から開始した、事業所敷地内の緑化の推進を図ることを目的に市と事業者で締結している協定。

緑化推進重点地区

都市緑化を効果的、効率的に推進するため、重点的に緑化の推進を図る地区。2001年9月の環境保全審議会（現 環境審議会）の答申で、9地区の設定が提言され、基本的な考え方が示されている。緑の基本計画、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、

市民とのパートナーシップにより、緑化推進重点地区計画を策定する。

B

BOD : Biochemical Oxygen Demand

→生物化学的酸素要求量

C

CFC (クロロフルオロカーボン)

→特定フロン

COD : Chemical Oxygen Demand

→化学的酸素要求量

G

GWP : Global Warming Potential

→地球温暖化係数

H

HFC

→ハイドロフルオロカーボン

I

ISO14001

国際標準化機構（ISO : International Organization for Standardization）で制定した環境マネジメントに関する一連の国際規格である ISO14000 シリーズの中で、中核をなす規格である。企業活動、製品及びサービスの環境への負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム（環境管理システム）を構築するための要求事項が規定されている。ISO14001に基づき環境への配慮に自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。

N

NO_2 (二酸化窒素)
→二酸化窒素

NO_x (窒素酸化物)
→窒素酸化物

P

PFC
→パーフルオロカーボン

PM2.5
→微小粒子状物質

ppb (parts per billion)
十億分の一

ppm (parts per million)
百万分の一

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度) の略。人や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中(大気、河川、海域など)に排出されたのか、又は、廃棄物などとして事業所の外に運び出されたのかというデータを把握、集計し、公表する仕組みである。

化学物質を製造・使用する事業者は、環境に排出した量と廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量を自らが把握し、毎年、行政機関に届出する。行政機関は、そのデータを整理・集計するとともに、届出事業所以外(非対象事業所、家庭、自動車など)から排出される量を推計し、これら2つのデータを併せて公表する。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」により制度化された。

S

SO_x (硫黄酸化物)
→硫黄酸化物

SPM : Suspended Particulate Matter
→浮遊粒子状物質

V

VOC : Volatile Organic Compounds
→揮発性有機化合物